平成２４年（フ）第６３２号
札幌市白石区南郷通20丁目北３番１―703号
債務者　鈴木　啓之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４９号
北海道千歳市千代田町４丁目22番地の２
債務者　平塚　一也
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野谷　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０９号
宮崎市田野町甲7492番地２
債務者　谷口タチ子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２１号
北海道旭川市春光６条２丁目３番25号
債務者　高久　　敏
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９９号
島根県雲南市大東町飯田91番地13
債務者　ギフトオークラこと　大倉　昭憲
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　智之
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２号
静岡県富士宮市淀平町153番地
債務者　佐野亜矢子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６６号
群馬県太田市飯塚町1482―２　内田ハイツＡ―202、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目13番10号
債務者　矢島　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４１号
新潟県十日町市卯994番地１
債務者　樋口　弘述
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
新潟県長岡市小島谷3482番地４、前住所新潟県長岡市与板町城山１丁目６番８号
債務者　石橋悦比郎
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
新潟県長岡市小島谷3482番地４、前住所新潟県長岡市与板町城山１丁目６番８号
債務者　石橋　桂子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第９号
青森県三沢市大字三沢字園沢219番地428号
債務者　種市　純一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４４号
青森県十和田市大字相坂字高清水100番地21
債務者　中沢　史子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２０号
埼玉県三郷市新和４丁目446番地７
債務者　渡邊　順吉
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
埼玉県三郷市新和４丁目446番地７
債務者　渡邊美穂子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２９号
新潟市東区柳ケ丘８番15号
債務者　長谷川敏恵
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
新潟市秋葉区新町１丁目12番25号、前住所新潟市秋葉区草水町２丁目７番38―２号
債務者　白根喜美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
新潟市西蒲区巻甲4779番地１　クーチェⅠＢ、前住所新潟市西蒲区巻甲4025番地１　第一コーポ真木Ｂ―201号
債務者　金子　健一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１号
新潟市江南区うぐいす２丁目８番15号
債務者　阿部　賀子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部